

福岡県公報

平成30年12月28日
第4055号

目次

告示 (第1150号 - 第1166号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	4
○被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定	(福祉総務課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	7
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課)	7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(団体指導課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	8
選挙管理委員会		
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	9
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課)	9
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	9
公安委員会		
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	10
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	11
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課)		11
海区漁業調整委員会		
○一本釣りに使用する集魚灯の制限	(漁業管理課)	12
雑 報		
○西日本宝くじの発売	(財政課)	12
○西日本宝くじの発売	(財政課)	13
○西日本宝くじの発売	(財政課)	13
○西日本宝くじの発売	(財政課)	13
○西日本宝くじの発売	(財政課)	14
○西日本宝くじの発売	(財政課)	14
○西日本宝くじの発売	(財政課)	14
○西日本宝くじの発売	(財政課)	15
○西日本宝くじの発売	(財政課)	15

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
 福岡県 総務部行政経営企画課 社 印
 印刷 野久

(電話) 092-643-3028
 (電話) 092-262-5726

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………15
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………16
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………16
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………17
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………17
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………17
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………18
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………18
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………18
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………19
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………19
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………19

告 示

福岡県告示第1150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	後川内 黒 木 線	前	八女市黒木町笠原8672番1先から 八女市黒木町笠原8717番1先まで	4.7 ～ 7.1	324.0
			前	八女市黒木町笠原8672番1先から 八女市黒木町笠原8717番1先まで	4.0 ～ 17.0	360.0

			後	八女市黒木町笠原8672番1先から 八女市黒木町笠原8717番1先まで	4.7 ～ 11.0	324.0
--	--	--	---	--	------------------	-------

福岡県告示第1151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	後川内 黒 木 線	八女市黒木町笠原8672番1先から 八女市黒木町笠原8717番1先まで

福岡県告示第1152号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。
平成1年7月福岡県告示第1194号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1153号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字川原谷1616の48、1616の57、1616の79、1616の80、1616の83から1616の90まで、1616の93、1616の96、1616の97、1616の104から1616の106まで、1616の110から1616の115まで、1616の118から1616の120まで、1616の123、1624から1626まで、1628、1631、1635の2、1639の1から1639の4まで、1641の2、1641の3

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1154号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村矢部字石岡山田4106の1、4106の7、4106の14から4106の17まで、字中仁田4173、4178、字百枚田4200、4219、4233、字二ツ尾上4357、4360の1、4360の3、4361の1、4364から4367まで、4368の1、字正明田4373の1から4373の3まで、4374、4391、4392、4394、字苗代田4585、4608、字秋切4674の1、字麦地4979の1、字蛇測5240の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石岡山田4106の1、4106の7、4106の14から4106の17まで、字中仁田4173、4178、字百枚田4200、4219、4233、字二ツ尾上4357、4360の3、4361の1、4364、4368の1、4360の1・4365から4367まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字正明田4373の2、4373の3、4374、4391、4392、4373の1・4394（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字苗代田4585・4608（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字秋切4674の1（次の図に示す部分に限る。）、字麦地4979の1、字蛇測5240の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1155号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年1月14日農林水産省告示第48号（1と3に係るものに限る）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

なお、この告示をもって、生活保護法に基づく医療機関の指定（平成30年12月福岡県告示第1072号）は、廃止する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑生111	ちくご糖尿病・内分泌クリニック	筑後市大字前津字松葉4-1	H 30・11・1
京生142	いのうえ内科クリニック	京都郡荊田町神田町一丁目26-8	H 30・11・1
像生歯80	いのくち歯科医院	宗像市稲元三丁目1-1けやき通りテナント1号	H 30・11・9
八女生歯77	公立八女総合病院（歯科）	八女市高塚540-2	H 30・5・1
京生歯100	ハロー歯科クリニック分院	築上郡築上町大字築城1904-20	H 30・10・1
古生薬34	クオール薬局 古賀店	古賀市舞の里三丁目8-17	H 30・10・1
田川生薬59	田川さのよい薬局	田川市宮尾町812-10	H 30・10・1
田川生薬61	ケイ調剤薬局	田川市大字伊加利2195-67	H 30・10・1
京生薬76	スマイル薬局 荊田店	京都郡荊田町神田町一丁目26-7	H 30・11・1

福岡県告示第1157号

平成29年7月九州北部豪雨による災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）とする。

なお、この告示をもって、被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定（平成30年11月福岡県告示第949号）は、廃止する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名

朝倉市黒川183番地、219番地、223番地、225番地、227番地、270番地、271番地2、400番地1、637番地1、672番地1、674番地1、788番地、791番地、797番地、802番地2、2863番地、2865番地、3332番地、3336番地、3347番地、3425番地、3429番地、

3431番地、3440番地1、3441番地、3443番地、3443番地1、3444番地、3447番地1及び3453番地

朝倉市杷木松末311番地2、312番地1、315番地、327番地、330番地、333番地、352番地、357番地、402番地、413番地、414番地、713番地、825番地2、831番地、832番地、856番地1、869番地2、1633番地、1656番地6、1660番地1、1671番地2、1679番地、1680番地、1681番地、1686番地、1690番地、1813番地3、1815番地2、1834番地、1839番地、1882番地1、1886番地、1887番地1、2221番地、2222番地、2241番地1、2249番地、2272番地、2282番地、2285番地、2288番地、2306番地1、2308番地、2328番地、2334番地3、2336番地1、2347番地、2430番地、2449番地、2859番地、2863番地1、2874番地、2890番地、2900番地、3246番地、3440番地、3555番地、3625番地、3627番地、3628番地及び3635番地

2 長期避難世帯となった日

平成29年7月5日

福岡県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	鳥 栖 線 朝 倉	前	朝倉市長田1157番4先から 朝倉市長田1191番先まで	5.4 ～ 9.7	52.7
			後	朝倉市長田1157番4先から 朝倉市長田1191番先まで	5.4 ～ 9.7	52.7

			後	朝倉市長田1157番4先から 朝倉市長田1191番先まで	4.0 ～ 14.5	67.9
--	--	--	---	---------------------------------	------------------	------

福岡県告示第1159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	鳥 栖 線 朝 倉	朝倉市長田1157番4先から 朝倉市長田1191番先まで

福岡県告示第1160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般国道	211号	前	朝倉郡東峰村大字福井 2910番2先から 朝倉市杷木赤谷3番先まで	6.8 ～ 15.6	76.5

		後	朝倉郡東峰村大字福井2910番2先から朝倉市杷木赤谷3番先まで	6.8 ～ 18.4	76.5
--	--	---	---------------------------------	------------------	------

福岡県告示第1161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上藤松2丁目(1)	北九州市門司区上藤松二丁目及び大字大里（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上藤松2丁目(1)	北九州市門司区上藤松二丁目及び大字大里（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
江川台	遠賀郡芦屋町江川台（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を芦屋町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
江川台	遠賀郡芦屋町江川台（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を芦屋町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年12月26日

福岡県告示第1047号久留米都市計画道路事業3・4・22号東町太郎原町線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

久留米市

2 都市計画事業の種類及び名称

久留米小郡都市計画道路事業3・4・19-22号東町太郎原町線

3 事業施行期間

平成15年4月2日から平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年12月26日福岡県告示第1047号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成26年12月26日福岡県告示第1047号の事業地に同じ

福岡県告示第1166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年12月26日福岡県告示第1048号久留米都市計画道路事業3・4・18号合川町津福今町線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

久留米市

2 都市計画事業の種類及び名称

久留米小郡都市計画道路事業3・4・19-18号合川町津福今町線

3 事業施行期間

平成15年4月2日から平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年12月26日福岡県告示第1048号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成26年12月26日福岡県告示第1048号の事業地に同じ

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立自然公園条例施行規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

環境省が行政手続法（平成5年法律88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた「自然公園法施行規則の一部を改正する省令（平成30年環境省令第10号）」と実質的に同一の基準を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行期日

平成30年12月28日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県農業協同組合法施行細則（平成29年福岡県規則第18号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

に掲載するほか、福岡県農林水産部団体指導課に備え置きます。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年農林水産省令第53号）の制定による農業協同組合法施行規則の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年12月28日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市浦志二丁目468番1及び468番3から468番17まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市前原西五丁目1番31号

株式会社へいせい

代表取締役 西原 幸作

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市前原北二丁目1891番2及び1891番13から1891番29まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区明和町9番1

株式会社マーブルホーム

代表取締役 古川 博基

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市高雄四丁目4128番1、4128番76及び4128番108から4128番147まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 弘実

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第234回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成30年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

平成31年1月25日 10時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13-55

博多サンヒルズホテル 瑞雲の間

3 予定議案

宮若市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成30年12月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年12月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

84,740

福岡県選挙管理委員会告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成30年12月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年12月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,621

福岡県選挙管理委員会告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成30年12月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年12月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,236
北九州市小倉北区	50,815
北九州市小倉南区	58,595
北九州市若松区	23,111
北九州市八幡東区	19,107
北九州市八幡西区	70,526
北九州市戸畑区	16,468
福岡市東区	82,399
福岡市博多区	64,027
福岡市中央区	52,948
福岡市南区	71,019
福岡市城南区	34,479
福岡市早良区	58,795
福岡市西区	55,903
大牟田市	33,073
久留米市	83,664
直方市	15,836
飯塚市・嘉穂郡	39,744
田川市	13,383
柳川市	18,791
八女市・八女郡	23,493
筑後市	13,407

大川市・三潞郡	13,776
行橋市	20,278
中間市	12,067
小郡市・三井郡	20,426
筑紫野市	28,403
春日市	30,484
大野城市	27,069
宗像市	26,808
太宰府市	19,641
古賀市	16,119
福津市	17,422
うきは市	8,379
宮若市・鞍手郡	14,742
嘉麻市	11,008
朝倉市・朝倉郡	23,859
みやま市	10,774
糸島市	27,933
那珂川市	13,366
糟屋郡	61,315
遠賀郡	26,251
田川郡	22,222
京都郡	15,684
築上郡・豊前市	16,491

公安委員会

福岡県公安委員会告示第344号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により

告示する。

平成30年12月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成31年2月25日（月） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地29 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第345号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年12月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成31年2月5日（火） 午後1時30分～午後4時30分	八女市本町602番地1 おりなす八女 交流室A	八女警察署
平成31年2月6日（水） 午後1時30分～午後4時30分	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
平成31年2月17日（日） 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成31年2月21日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第346号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成30年12月28日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成31年3月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成31年3月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成31年3月22日（金） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成31年3月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第185号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

平成30年12月28日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

- 1 指示の対象
一本釣りをを行う船舶
- 2 指示の適用海域
 - (1) A海域
次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。
 - ア 山口県下関市蓋井島の北端
 - イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点
 - ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島臼島灯台
 - (2) B海域
A海域を除く海域。
- 3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

- (1) A海域において、集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。
 - (2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。
 - ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。
 - イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。
 - ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。
 - (3) B海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。
- 4 指示期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

雑報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2295回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証票金額 1枚 200円

- 4 発 売 期 間 平成31年4月1日から
平成31年4月16日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,410,400円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 19,260,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2296回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 200,000,000円
1組10万通 20組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成31年4月1日から
平成31年4月23日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 86,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び

- 当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,233,692円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 14,020,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2297回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成31年4月17日から
平成31年4月30日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,206,280円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 19,260,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2298回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成31年4月27日から
平成31年5月14日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 102,400,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,312,932円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,525,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2299回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成31年5月1日から
平成31年5月20日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 180,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,566,640円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,680,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2300回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成31年5月15日から

平成31年5月28日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 125,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,381,372円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 21,030,000円
- 9 受託申請期限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2301回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成31年5月22日から
平成31年6月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,410,400円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,260,000円
- 9 受託申請期限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2302回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成31年5月29日から
平成31年6月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 227,400,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,149,832円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 30,700,000円
- 9 受託申請期限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2303回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成31年6月12日から
平成31年6月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 104,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,291,332円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,525,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2304回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成31年6月12日から
平成31年7月1日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,424,980円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,260,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2305回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成31年6月26日から
平成31年7月9日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 207,400,000円
 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 7 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,176,832円
 8 その他発売経費 発売総額に対し 30,700,000円
 9 受託申請期限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2306回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 300,000,000円
 150万通
 3 証 票 金 額 1枚 200円
 4 発 売 期 間 平成31年7月3日から
 平成31年7月16日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 7 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,206,280円
 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,260,000円

- 9 受託申請期限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2307回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 400,000,000円
 200万通
 3 証 票 金 額 1枚 200円
 4 発 売 期 間 平成31年7月17日から
 平成31年8月6日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 180,000,000円
 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 7 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,566,640円
 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,680,000円
 9 受託申請期限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2308回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円
1組10万通 20組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成31年8月7日から
平成31年8月20日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 84,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,250,972円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 14,020,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2309回西日本宝くじ

- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成31年8月7日から
平成31年8月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 180,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,566,640円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,680,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2310回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円
1組10万通 20組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成31年8月28日から
平成31年9月10日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 86,900,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,320,092円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 14,020,000円
- 9 受託申請期限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2311回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成31年8月28日から
平成31年9月17日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,365,400円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,100,000円
- 9 受託申請期限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2312回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成31年9月11日から
平成31年9月23日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 238,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,205,990円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 36,840,000円
- 9 受託申請期限 平成31年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2313回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成31年9月18日から
平成31年10月8日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 180,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 37,206,640円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,680,000円
- 9 受託申請期限 平成31年1月18日